

# 令和7年加賀市農業委員会 第1回定例総会

令和7年1月24日(金)

## 第1回定例総会 開会（午後2時3分）

議長（中村会長） それでは、令和7年第1回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます

本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を能登委員、事務局職員1名 計2名で行いましたことをご報告いたします。

それでは中村会長、議事進行よろしくをお願いいたします。

## 議事録署名員の指名

議長（中村会長） 議事録署名員につきましては、9番 永田委員を指名します。

## 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（中村会長） それでは議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局（西出） 議案第1号、[ ] から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は2件です。

整理番号1番、[ ] の農地を取得するものです。譲渡人は現在農業をしておらず、当該農地に隣接した農地を所有している譲受人へ譲渡するものです。譲受人は当該農地の周辺一帯を耕作しており、農地取得後は規模拡大し水稻を耕作していく予定です。

整理番号2番、[ ] の譲受人が近隣の農地を取得するものです。この農地は現在、譲渡人より依頼を受け譲受人が耕作しています。今回、譲渡人から農地を譲渡したい要望があり、農地を維持管理するために譲受人が売買で取得するものです。

以上、これら案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項

議長（中村会長）	各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

### 議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議長（中村会長）	次に議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	<p>加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は賃貸借の設定による新規が2件、合計面積 16,751 m<sup>2</sup>です。</p> <p>整理番号1番及び2番は昨年4月に合意解約し、中間管理機構を通して [ ] に使用貸借を結ぶものです。契約期間2年9ヶ月間については、10年間の使用貸借期間満了のつなぎを示しています。平成30年3月に [ ] が経営転換協力金制度（離農給付金）の補助金を受け、10年間は誰かに経営移譲をしてなくてはならず、会計検査の補助金返還の対象となっています。</p> <p>3番は、 [ ] から中間管理機構を通して [ ] に継続して10年間の更新の契約を結ぶものです。</p> <p>以上この3件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。

幸前委員	整理番号 1 番 2 番は使用貸借期間満了のつなぎということですが、実際に [ ] が耕作するのですか。
新保委員	1 番 2 番の貸借条件はわかりませんが、現状の [ ] は、地主へ賃金を支払って水管理をお願いし、耕作は [ ] がしています。しかし、今後高齢になっていく地主の方はだんだんと水管理が大変になると思いますので、どうなるかわかりません。
議長（中村会長）	ほかにありませんか。なければ、これより採決に入ります。 議案第 2 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

### 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請

議長（中村会長）	次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、能登委員から報告をお願いします。
能登委員	それでは、報告します。 1 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。 2 番の転用目的は自己住宅建設です。2 番は既に駐車場が建設されていました。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は農業集落排水に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。申請者からは始末書が提出されています。 3 番の転用目的は店舗建設です。3 番は既に資材置場が建設されていました。隣地境界は法面植栽仕上げとし、生活排水は下水道に接続し、雨水は川に流す計画です。申請者からは始末書が提出されています。 4 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は農業集落排水に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。

5番の転用目的も自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は農業集落排水に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。又、現地にはコンテナ2基が設置されていましたが、基礎部分が固定されておらず可動物体とみなしました。しかし、アルミガレージについては、転用違反で申請者からの始末書が必要と思われます。

以上、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

議長（中村会長）  
事務局（中島）

それでは、事務局から説明してください。

1番は [ ] にあり、田、面積 456 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は [ ] にあり、田、面積 337 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。この案件は平成 28 年ごろに譲渡人の亡母が近隣の事業者に土地を貸して、駐車場を建設していたものです。譲受人は現在の住居が手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は四方が宅地等に囲まれている宅地化進行区域にあるため、住居連たんになり第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は [ ] にあり、田、7筆、面積計 3,370 m<sup>2</sup>、転用目的は店舗建設です。この案件は申請地の一部で、10年ほど前に譲渡人が建設業者に土地を貸して、資材置場を建設していたものです。譲受人は [ ] を営んでおり、申請地を賃貸借して新たに [ ] を建設するものです。申請地は第一種住居地域及び準住居地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

4番は [ ] にあり、田、2筆、畑、1筆、面積計 402 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になった

<p>議長（中村会長） 山崎職務代理 事務局（中島） 議長（中村会長）      議長（中村会長）</p>	<p>ため、実家近くの申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続しており他に代替地もなかったため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>5番は [REDACTED] にあり、田、面積 449 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 以上の農地の一部であることから、第1種農地と判断されますが、集落に接続しており他に代替地もなかったため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>整理番号5番は親子間での使用貸借ですか。</p> <p>そうです。</p> <p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
---	--

#### 議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について

<p>議長（中村会長）   事務局（中島）</p>	<p>次に議案 第 4 号農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について、事務局から説明してください。</p> <p>加賀市長より農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更による農用地区域からの除外について意見を求められているので、その除外についての意見をお諮りします。今回の申請は1件で、田 29 筆、面積計 83,569 m<sup>2</sup>の事案です。</p> <p>現在、加賀市においては人口減少対策として、移住定住対策や子</p>
---------------------------------------	--

育て支援の充実、新たな産業創出とそれを担う人材育成など様々な施策展開を図っています。特に本市の労働力を支える年代の人材流出を防ぎ、戻ってくる流れをつくる取組や 15 から 19 歳までの若年層の就業先として基幹産業である製造業の受入体制の強化に取り組むこととしています。しかし、工場立地の受皿としては片山津 IC 産業団地が完売したことにより、立地を希望する企業等に対して提供用地がない状況となっていることから、産業団地の整備を早急に進めることとしています。産業団地の新規設置を想定している新保北地区は、北陸自動車道の片山津 IC に約 1 km と極めて近いほか、小松空港が 5 km 圏内とアクセス性に恵まれた交通条件を有しているほか、加賀市と小松市合わせて約 170 ha の工業集積地に隣接する既存工業集積地の拡張エリアとして機能集約する上でも適した地区であり、石川県都市計画区域マスタープランや加賀市都市計画同プランにおいて工業集積地として位置付けられています。

このような経緯を踏まえ、産業団地整備に当たり、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律を活用することとし、産業団地に企業が立地、操業することにより新たな雇用が創出され、同時に農村地域の不安定兼業農家の就業機会も確保されます。併せて、若者の定住対策の促進にも貢献するものと期待されます。このため、農地保有の合理化の促進や農業構造の改善を推進し、市内における農業と産業との均衡ある発展を図ることを目的として、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第 5 条に基づき、産業の導入に関する実施計画を定め、農用地区域からの除外を申し出るものです。

以上、この件については農業振興地域の整備に関する法律における第 10 条第 4 項に該当する土地であり、施行令第 8 条 3 号の土地に該当することから、除外の理由としては適当であると考えます。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）

なければ、これより採決に入ります。

議長（中村会長）	<p>議案 第 4 号農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
----------	---

### 報告第 1 号農地貸借の合意解約について

議長（中村会長）	次に、報告第 1 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	<p>より農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。</p> <p>今月の届出は 2 件、地目は田 3 筆 7,858 m<sup>2</sup>です。2 件とも中間管理機構を経由した 10 年間の契約です。この度、耕作者である借り人が農業を廃業するため合意解約書が提出されたものです。また公益財団法人いしかわ農業支援機構においても、同意印を今月中にいただく予定となっています。</p> <p>以上、この件については、解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
山崎職務代理	次の借り人は決まっていますか。
事務局（中島）	決まっています。
議長（中村会長）	ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、終わります

### 報告第 2 号 農地利用最適化活動（旧 1・1・1 運動）について

議長（中村会長）	<p>次に、報告第 2 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（委員からの報告なし）</p>
議長（中村会長）	その他事務連絡については、事務局から報告してください。

### 事務連絡

事務局（宮下）  議長（中村会長）	その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）  ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして、令和6 年第1回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
<b>定例総会 閉会（午後2時51分）</b>	